

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、1市2町学校給食センターについて質問をいたします。

善通寺市、琴平町、多度津町学校給食センターの整備につきましては、平成29年4月1日に協議会が設立され、要求水準書に従い、平成29年5月31日に入札公告を行い、選定委員会も開き、落札業者が決定し、平成29年第4回多度津町議会の議案第18号、特定事業契約の締結についてという議案も提出され進められています。

そこで、お伺いをします。

1つ、議案の議決後の今後、平成32年末までのスケジュールは大まかにどう進んでいきますか。

1つ、去る4月1日の協議会の設立以後、協議会の会議はどの程度開催されましたか。

また、その内容について伺います。この間、協議会の費用はどのようなものに支出されていますか。また、その契約はどのようになっていますか、お伺いします。

1つ、議案第18号の契約承認についての資料によりますと、特定事業者と市町3者による4者の契約となっています。

なぜ、4者契約としたのでしょうか。

1つ、この契約書金額はどのような項目について算定されていますか。

例えば、施設建設費とか業務運営費などと思いますが、以前お示しをいただいた検討調査報告書によって、その項目のみの説明をいただければと思います。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

村岡清邦議員の議決後の今後のスケジュールについてのご質問にお答えします。

特定事業契約の締結についての議案を1市2町の議会において議決いただいた後に契約の効力が発生し、事業者において来年、平成30年1月より基本設計や実施設計を実施いたします。

なお、基本設計は平成30年3月中旬までに、実施設計は平成30年6月末までに完了する予定であります。

その後、建設確認申請を行う予定でございます。

建設工事につきましては造成等の準備工事は平成30年6月より開始する予定ですが、建築確認完了後の平成30年8月中旬より本格的に建設工事に着工する予定です。

竣工は、平成31年6月末を予定しております。

施設等の完了後、平成31年7、8月に従業員の研修、調理、配送のリハーサル等の開業準備を実施し、8月の終わりの善通寺市の2学期開始より給食の提供や維持管理を開始するスケジュールでございます。

以下の質問については、教育課長より答弁させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の1市2町学校給食センター協議会の開催回数とその内容について、また協議会費用の支出内容及び契約についてのご質問にお答えいたします。

まず、協議会の開催回数についてでございますが、現在までに4回開催してございます。

内容につきましては、4月17日に開催された第1回の主な内容として、会長の選出、会長職務代理者の指名について、協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて、協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理する監査委員を定めることについて等でございます。

続きまして、5月2日に開催された第2回の主な内容として、職員のうち主任の者を定めることについて、1市2町学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会設置規定及び選定委員の任命について、1市2町学校給食センター協議会負担金に関する規定について、平成29年度1市2町学校給食センター協議会予算について等でございます。

続きまして、5月24日に開催された第3回の主な内容として、特定事業の選定について、1市2町学校給食センター整備運営事業に係る入札公告について等でございます。

最後に、10月24日に開催された第4回の主な内容としては、1市2町学校給食センター整備運営事業に係る落札者の決定についてでございます。

以上がこれまで開催された4回の協議会における主な協議内容でございます。

次に、協議会費用の支出及び契約についてでございますが、現在のところ協議会予算より25万円弱を支出しております。

その主なものがPFI事業者選定委員会の開催に係る経費で、委員の報償費、旅費及び需用費として支出しております。

また、ご質問の契約についてでございますが、現在のところ契約を締結するような支出は行っておりません。

続きまして、本議会に提出させていただいている特定事業契約の契約当事者が1市2町と事業者の4者契約となっていることについてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づき実施する事業で、事業者が学校給食センターを整備し、1市2町に所有権を移転した後に維持管理及び運営を行うBTO方式で行われるものです。

つまり、今回の事業契約には学校給食センター整備を、事業者が学校給食センターの建築を行い、1市2町に所有権を移転することも含まれた契約となっておりますので、法人格を持たない1市2町学校給食センター協議会では財産の取得等権利義務者となれないため、1市2町が契約主体となり、事業者を含めた4者契約を行おうとするものでございます。

最後に、契約金額における算定された項目についてのご質問にお答えいたします。

今回の契約金額における積算された項目につきましては、検討調査報告書における施設整備費に当たるものとしては、設計、建築費ほかから成るサービス対価A及び開業準備費に当たるサービス対価Bから積算されております。

また、検討調査報告書における管理運営費及びSPC経費等に当たるものとしては、維持管理業務費及び運営業務費から成るサービス対価Cにおいて算出されております。

以上で村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

再質問をさせていただきます。

順序が前後すると思いますが、1つ目は以前どこかでお聞きをしたとは思いますが、1市2町協議会の代表者と契約をすることも可能であるやに聞いております。

4者契約ではなくて1市2町の協議会の代表者と契約をする、そのようなこともお聞きもしましたが、その検討はされましたか、お伺いをします。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問についてお答えいたします。

本契約につきましては先ほども申し上げましたとおり、事業者が施設を建設して1市2町に所有権を移転する契約も含まれた事業契約となっております。

この契約では1市2町の応分に依じて所有権を移転し、1市2町が所有することになっておりますので、1市2町を代表する自治体と事業者との2者との契約というのは不都合であると判断し、1市2町と事業者の4者との契約といたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

この件につきましてはまた委員会のほうで少し議論をさせていただいたら

と思います。

それと、再質問ですが、今回の契約では4者契約という形をとったということでございます。

4月1日に設立をしました学校給食センターの1市2町の協議会では、その協議会というのはどういう位置づけになるような、協議とか運営をなさっているかと考えておられるのか、その点についてご質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問、1市2町の協議会の業務等々についてのご質問にお答えさせていただきます。

1市2町学校給食協議会の業務につきましては、学校給食施設の管理運営に関する業務でありますので、行政が行うべき食材の調達、献立の作成、アレルギー対応などの業務のほか、事業者の指導監督などの業務を協議会において共同で行うものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

次に、支出はどのような支出がありますかというような質問をさせていただきました。

例えば、物品の購入についても商行為であると私は思っています。

購入をして領収書をもらう。

これはまさしく契約に値するというふうに思っていますから、1市2町の協議会として支出をしたものと考えています。

支出の中の金額を、代表数的なものの中には先ほど説明のありました選定協議会の部分の費用を出しました。

このことは分かりましたが、そのほかの代表的な支出についてはどのようなものがあつたのでしょうか、よろしく申し上げます。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまのご質問の協議会予算の支出項目の細かなところについてお答えしてまいります。

先ほど答弁させていただきましたように、協議会の会議費といたしまして事業者選定委員会の報酬等々を支払っております。

また、協議会の事務費といたしまして、備品購入といたしまして、公印の方で1万2,000円程度支出しております。

主なものと申しましても以上な形になってますので、合計が24万8,436円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいま公印についての支出も出しておると、これは当然1市2町のお金として請求があり、1市2町の協議会としてお支払いをしたんだろうなというふうに思ってますんで、そうした意味では契約に当たる行為はちゃんと1市2町の協議会でもなさっておるということで、今回の4者契約にしたという部分以外にも協議会の方で払える予算もあるんだということは理解ができたんですが、今後支払いについてどういったようなことになっていくのかなという部分については、もう少し委員会の中で説明をいただけたらと思っています。

次に、契約金額についての項目についてのご説明をこれまでお示しをいただいた検討調査報告書の中には、①番として施設整備費、②番、維持管理運営費、③番、SPC経費等、④番、1市2町必要経費、⑤番、その他の項目が列挙されておりました。

今回、③番のSPC経費等については今後対応していくのかな、支出負担行為の中に、契約の中には少し含まれていない部分もあるのかなということ、今後このことについては対応するのかというふうにも想定はできますが、⑤番、その他の経費の中について、一部契約の中に含まれているのではないかと思うのですが、先ほど説明ではそのことに触れておられなかったのですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

議長（志村 忠昭）

教育課長、答弁できんの。答弁できんのやったら、ちょっと休憩しましょうか。

教育課長（竹田 光芳）

お願いします。

議長（志村 忠昭）

ちょっと休憩させてもらいます。

休憩 午後 1 時21分

再開 午後 1 時28分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて答弁をしたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員の再質問の調査報告書におけるその他の項目につきまして、今回の事業契約外ではありますが、1市2町が支払う公債費についての事業費等々もあらかた事業費として算出はされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

お答えいただいた内容が少し私の思いとは、ずれとりまして、私はそれ以外の部分の1行であったというふうには思うとんですが、申し訳ありませんがまたこれは委員会の中で説明をいただけたらと思っております。

よろしく申し上げます。

それからもう一点、私は今後のスケジュールについてお尋ねをさせていただきました。

平成32年末ぐらいまでの間のスケジュールということでお願いはしたんですが、31年8月までで若干止まっているというようなスケジュールであると思うんですが、この後、あと一年間ぐらいのスケジュールがこの中にお答えをいただける部分があるのではないかなということでお尋ねをしたんですが、そのスケジュールについてお答えがなかったのがあります。

それは、結局59億円なにがしのお金の中には施設を建てたり、それからもう一つは事業を運営したり、あるいはそうした施設の管理をするためのお金、全てを含めたお金が59億円なにがしのお金だろうというふうに契約書の中にはうたわれていると思います。

そこで、31年9月には59億円なにがしの中の一部の金額、これが施設の建設費に当たるのではないかなと。

その金額が幾らになるのか、それはでき上がってみないとその金額の算定はなかなか難しいのかなというふうに理解はしますが、そうしたときに、検査も受けて、受け入れをすんですよ、ただその行為だけで財産を多度津町、あるいは善通寺市、琴平町が取得をするという行為だけでいいのか。

そうすることが補助金の申請とかそうしたことに繋がっていくのかなと。

補助金を申請するとすれば、この施設を建てた建設費が幾らになるのか、そうした金額の確定もしなければ補助金の申請はできないというふうに思うんですけれども、そうした行為を、財産を取得するために建設費の部分の金額がこれだけになりましたよというような確定の行為もそこには必要であるのではないかなということ、わざと32年の末頃までにというような表現をしたわけですが、いやいやそれは59億円なにがしの中に含まれていますから、そんな金額を確定する必要は一つもないんですよというお答えならばそれはそれでも構いませんが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

ご答弁申し上げます。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助申請につきましては、県等に問い合わせたところ、国庫補助申請につきましてはPFI事業であるということをお伝えし、国庫補助申請につい

て県教委等々に問い合わせさせていただきました。

申請の時期につきましては、施設の完成する平成31年度分に国庫補助申請するようにお聞きしております。

また、今回の事業契約におきまして、国庫補助申請する際の申請書類につきましてもPFI事業者、SPCのほうで作成することに当然協力するし、その内容についても1市2町協議会のほうと協議しながら申請書類等については準備を進めていくということに事業契約書のほうの詳細についてもそういうことになっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

スケジュールについてお尋ねをしていますから、そうした補助金申請の、この時期に補助金申請をしますよというのがスケジュールになるんであって、今言う書類をお聞きしとるとか、そうした意味で聞いたわけでもないんで、スケジュール的には、例えば31年10月、あるいは年内、12月ぐらいまでにそうした補助金の申請をしますとか、あるいは31年度分として申請をするのであれば最大1年間余裕を見て、もう一つ向こうの33年3月31日までにするとか、そういったようなことのスケジュールが聞きたかったということでご質問をしたんですが、その辺のスケジュールですからその通りしなさいというわけでもないんですが、補助金申請をするタイミングというのものもあるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

村岡議員のご質問にお答えいたします。

補助金の申請に関するスケジュールにつきましては、31年度にいただくような形になりますので、平成30年度には建築計画等々を補助金の申請について要望していくことになろうかと思えます。

申請して、申請が通ったら31年度に補助金をいただけるというようなスケジュールでございます。

以上でございます。

議員（村岡 清邦）

分かったとはなかなか返事ができんですが、その部分でありましたら、当初こういうようなスケジュールがありますよという中の1行の項目の中に含めておいて欲しかったなというふうに感じましたので、またそれは委員会の中でどのタイミングでするのかというようなことはお聞きをさせていただけたらと思っています。

これは要望ですが、今回の議案の提案につきましては、契約書の表紙のどこ

ろのみの資料ですから詳細については理解ができなかったわけですが、59億円やったですかね、59億円なにがしの金額は3者の支払い金額でありまして、本町の負担額は幾らにするというような内容についても恐らく契約書の中に記載をされているのかなと思っております。

この契約によって本町の支払い金額が一定程度確定をしたわけですから、その資金計画についてもお示しをいただかなければならんというふうに思っています。

後日、総務委員会において結構ですので、よろしく願いをしておきたいと思えますし、また細やかなところの部分につきましては後日総務委員会の場で質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって6番、村岡清邦議員の質問を終わります。